

令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市下山スポーツセンター			
管理者名	公益財団法人新潟市開発公社	指定期間	2019年4月1日	～ 2024年3月31日
担当課	東区地域課			
所在地	新潟市東区下山1丁目121番地			
根拠法令	スポーツ基本法			
設置条例	新潟市体育施設条例			
施設概要	<p>敷地面積 21,910.57m² (コミュニティハウス部門含む) , 延床面積 3,278.977m² (コミュニティハウス部門含む) 建築構造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋造) 主な施設内容 (構成施設の内容) 屋内プール (2階建) 1,069.90m² トレーニングルーム 418.95m²</p>			

施 設 設 置 目 的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
(1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。 (9)本市施策の方向性（東区の健康増進施策の方向性である、メタボリックシンドロームの改善や運動の習慣化）に沿った自主事業の提案・実施に努めること

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	広報の充実	ホームページ等による情報提供更新月1回以上			
	基準利用者数の達成	利用者数年間124,000人以上			
	各種サービス別満足度	施設管理に関する利用者アンケートで「満足」が60%以上			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には14営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
	地域連携・社会貢献活動	社会貢献活動(地域連携事業)年2回以上実施			
	本市施策に合致したサービス提供	・本市施策に合致した自主事業(スポーツ教室等)を年間110教室以上実施 ・各種スポーツ教室に延14,500人以上参加			
財務	利用者一人当たりのコスト削減額	利用者1人あたりのコストを940円以下			
	管理運営経費削減への取り組み	省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施			
	市の歳入の増加	使用料収入(免除料金含む)が年間 25,000千円以上			
業務	他施設との連携に関する理解	他施設と連携して実施する取組みを年4回以上実施			
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業報告が分かりやすく、かつ正確である ・事業報告の締切厳守			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されている(避難の誘導や蘇生対応等) ・市の主管課及び警察・消防への連絡体制が整備されている			
	自己管理システム	事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	事故防止の取組	・補償を伴う事故発生件数0件			
	関係法令の遵守	個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修年1回以上			
	業務基準書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			

人 材	配置人員条件の充足	業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置		
	配置人員のスキルの習得度	職員研修を年3回以上実施		
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守		

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていないければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指 定 管 理 者 記 載 欄 (ア ピ ール し た い 事 項 ・ 未 達 成 項 目 へ の 改 善 策 等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)